

認可保育施設利用申込みに必要な書類の変更についてのお知らせ (令和3年8月入園から)

認可保育施設の利用申込みの際に必要な書類が次のとおり追加になります。

令和3年8月の利用申込み(申込み期間:令和3年6月9日～6月30日)からの変更となりますので、お申込みの際はご注意ください。

1. 母子手帳のコピー(健診のページ)

お子さんの健康状態を確認するため、最新の健康診査の受診結果が記録された母子手帳のページのコピーのご提出が必要となります。

※認可保育施設の利用申込みをするすべてのお子さんが対象です。

※健診未受診の場合は、その理由及び受診予定を「申告書」にご記入の上ご提出いただき、受診後お早めに健診結果のコピーをご提出ください。

※1歳6か月健診の受診結果のコピーを提出する際に、お手元に「1歳6か月児健康診査記録票」がある場合は、そのコピーもあわせてご提出ください。

※利用申込み後に受診した健診で指摘事項があった場合には、その受診結果が記録された母子手帳のページのコピーをご提出ください。

2. 転入に関する誓約書

市川市外から市川市への転入を予定している場合、現在お住まいの市区町村を通じて市川市内の認可保育施設の利用を申込み際に、「転入に関する誓約書」(市川市指定の用紙)のご提出が必要となります。

※用紙は、こども施設入園課又は子育てナビ行徳で配布いたします。

また、市公式 Web の「申請書ダウンロードサービス」ページからダウンロードすることもできます。

右の QR コードからアクセスできます→



※他の申込み書類とともに、現在お住まいの市区町村を通じてご提出ください。

※建物の売買契約書や賃貸契約書等の写しの提出は不要となります。

※保育施設の利用が内定した場合、利用開始月の前月末日までに転入(住民票を異動)し、利用申込み手続きをしないと、内定取消になりますのでご注意ください。

<お問合せ先> 市川市役所 こども施設入園課 入園グループ

TEL: 047-711-1785(直通)